

◎開議の宣告

○田中敏雄 議長 ご苦労さまです。

ただいまから本日の会議を開きます。

監査委員より、定期監査報告書並びに例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

◎秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙について

○田中敏雄 議長 日程第1、平成20年2月1日告示、横手市議会における秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議員の補欠選挙、市議会議員の区分の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

【議場閉鎖】

○田中敏雄 議長 ただいまの出席議員は34人であります。

投票用紙を配付させます。

【投票用紙配付】

○田中敏雄 議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

【投票箱点検】

○田中敏雄 議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。投票用紙に候補者の氏名を正確に記載の上、点呼に応じて順次投票願います。点呼を命じます。

【点呼に応じ各員投票】

○田中敏雄 議長 投票漏れはございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

【議場開鎖】

○田中敏雄 議長 ただいまより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に8番菅原恵悦議員、27番佐々木喜一議員を指名いたします。両議員の立ち会いをお願いいたします。

【立会人菅原恵悦議員、佐々木喜一議員立ち会いの上開票】

○田中敏雄 議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数34票、これは先ほどの出席議員に符合いたしております。そのうち有効投票34票、無効投票ゼロ票であります。有効投票中、大仙市議会議長、大坂義徳22票、秋田市議会議員、加賀屋千鶴子12票、以上のとおりであります。

広域連合議会議員補欠選挙につきましては、選挙の結果の報告までとなります。

当選人は、選挙を管理する広域連合事務局で全市町村議会の選挙における得票数を集計し決定となります。

◎委員会調査の継続の申し出について

○田中敏雄 議長 日程第2、委員会調査の継続の申し出については、厚生常任委員長、建設常任委員長、総務文教常任委員長から目下委員会において調査中の事項につき、会議規則第104条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

◎陳情第29号の取り下げについて

○田中敏雄 議長 日程第3、陳情第29号子育て新税を導入しないことについてを議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第29号は、陳情者より取り下げの願いの申し出があり、総務文教常任委員会では取り下げ願いを承認した旨の報告があります。委員長から報告のとおり陳情の取り下げを許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、委員長報告のとおり陳情第29号については取り下げを許可することに決定いたしました。

◎動議提出

○田中敏雄 議長 1番立身議員。

○1番（立身万千子議員） 地方自治法第100条第1項の規定による株式会社横手産業支援センターの調査に関する特別委員会の設置を求める動議を提出します。

○田中敏雄 議長 議会運営委員会開催のため暫時休憩いたします。

午後 2時12分 休憩

午後 2時29分 再開

○田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○田中敏雄 議長 先ほど立身万千子議員から、地方自治法第100条第1項の規定による株式会社横手産業支援センターの調査に関する特別委員会の設置を求める動議が提出されました。

所定の賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

立身万千子議員から提出されました地方自治法第100条第1項による株式会社横手産業支援センターの調査に関する特別委員会の設置を求めることについての動議を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件を日程に追加することに決定いたしました。

◎地方自治法第100条第1項の規定による株式会社横手産業支援センターの調査に関する特別委員会の設置を求める動議

○田中敏雄 議長 追加日程第1、地方自治法第100条第1項の規定による株式会社横手産業支援センターの調査に関する特別委員会の設置を求める動議を議題といたします。

提案者の説明を求めます。1番立身議員。

【1番（立身万千子議員）登壇】

○1番（立身万千子議員） それでは、動議提出の説明をさせていただきます。

まず、4点にわたって説明させていただきます。

1つ目、一たん否決された案を同じ減給率で再提案する意味はどういうことか不明瞭である点。

2つ目に、株式会社横手産業支援センターにかかわることで、市長は監督不十分と自己の責任を認めましたが、役員、経営者の責務が明確になっていない点、そして、市長、副市長が言及をすることは妥当か否か、どのような責務責任で今回の言及をするのか、議会答弁でも議員の理解が得られたとは言えない点。

そして、これらの点についてとりわけ産業支援センターにかかわる件では、当局の全員協議会で議長の出した質問状に回答者が答えてはいます。しかし、ご承知のとおり整合性は得られなかったと考えます。したがって、議会で正式に関係者の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができると明記されている第100条1項に基づいて、調査権を行使して市民に対する議員としての責務を果たさなければ

ばならないと考えるものです。

以上のことから、地方自治法第100条第1項の規定による株式会社横手産業支援センターの調査に関する特別委員会の設置を求めます。

以上です。

○田中敏雄 議長 ただいまから提案者に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから地方自治法第100条第1項の規定による株式会社横手産業支援センターの調査に関する特別委員会の設置を求める動議を起立により採決いたします。

本動議のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立少数であります。したがって、地方自治法第100条第1項の規定による株式会社横手産業支援センターの調査に関する特別委員会の設置を求める動議は否決されました。

◎議会議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第4、議会議案第1号横手市長の辞職勧告決議についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第1号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

趣旨説明を求めます。3番木村清貴議員。

【3番（木村清貴議員）登壇】

○3番（木村清貴議員） 趣旨説明をしたいと思います。

このたびの株式会社横手産業支援センターの債務処理に関して、市長は合併協におけるみずからの発言をほごにし、総務省のガイドラインすら無視し、その債務の全額を公費負担に求めたのは10万市民の民意から大きくかけ離れており、まことに遺憾であります。議会における答弁はその場しのぎに終始し、また株主総会・取締役会に諮るという最後の責任をみずから放棄し、働かないうちは権利のないこれから先19カ月の給与カットという手法で責任をとるなどという筋違いの議案を2度にわたり議会に提出し

たことは議会軽視も甚だしく、今や五十嵐市政のモットーである「民意を基点に」は言葉だけであったと証明されました。

加えて、先般の一般質問に対する答弁において、愛知県刈谷市を「人の住むところではない」、北上市を「満足に作物がとれない」などと他自治体を評するに至っては言語道断であり、もはや自治体の首長としての資質にさえ疑問を持たざるを得ないような発言が相次ぎました。

よって、ここに横手市長に対する辞職勧告決議案を、会議規則第14条第1項の規定により提出するものであります。

議員諸兄のご賛同をよろしくお願いします。

○田中敏雄 議長 ただいまから提案者に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第1号横手市長の辞職勧告決議についてを起立により採決いたします。

本案について賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立少数であります。したがって、議会案第1号は否決されました。

◎陳情第19号～議案第98号の委員長報告、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第5、陳情第19号特定疾患に対する援助についてより、日程第41、議案第98号平成20年度横手市病院事業会計予算までの37件を一括議題といたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（7番小笠原恒男議員）登壇】

○小笠原恒男 厚生常任委員長 委員長報告に入る前に、先ほどの分科会の会長報告で立身万千子議員の名前を間違えましたことを大変申しわけなく思っております。すみませんでした。

私のは、12ページにわたる大変長いものでございますので、たまにつまることもあると思いますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

今定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案34件、陳情3件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第19号についてであります。

討論では、立身万千子委員より私はこの陳情の採択に賛成の立場で討論する。この文面、要旨並びに項目を見ると切実な市民の声を集約した陳情であるかどうかということでは、なかなか切実さ、切迫感

が伝わらないという遺憾な面を感じる。けれども、4月から諸物価が値上がりするし、身体的に苦しんで痛みにさいなまれている人たちに対して、何か市として手だてを講ずるべきであろうということで、これを採択したいと思うとの討論がありました。

本陳情について起立採決の結果、起立全員により、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第23号についてであります。

討論では、高橋大委員より今現在横手市ではバイオマスタウン構想を掲げている。当該進出企業MRSがこれからやろうとしている事業というのは、横手市の施策に沿った形の事業をやろうとしているということでは、市と業者は利害が一致しているという考えだ。私は2月に栃木県的那珂川町で今回進出しようとしている事業の旧式のタイプの施設を見る機会を得、その企業がある役所、業者、近隣住民、その企業が進出しようとした際に、反対していた地元議員などの話を聞くことができた。その結果として、今回は進出しようとしているMRSを否とするような材料というのは得られなかった。進出するための手続も全く不備がないわけであるし、当市にとっても欠かすことのできない施設であることは認識している。しかし、当該大沢地区の住民の9割以上が進出に対して不愉快な思いを抱いているという気持ちを酌めば、趣旨採択が妥当ではないかという意見であるとの討論がありました。

よって、趣旨採択について採決したところ、起立全員でありましたので、趣旨採択することに決定いたしました。

次に、陳情第3号についてであります。

討論では、木村清貴委員より反対の立場で、各医療機関では後発薬は相当普及しているものと思われる。宣伝活動は後発医薬品メーカー側が積極的にするものであって、行政がかかわり得ないものと考えられる。さらに後発薬を投薬できるようにしていただくという部分は全く該当しない文言かと思われる。各医療機関は相当普及されているというふうを考えるし、行政主体で取り組むまでにはいかない問題かと思われるので、不採択をしたいと思うとの討論がありました。

本陳情について起立採決の結果、起立者はおらず、不採択すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号であります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、広域連合が行う減免のことについての質疑に対し、当局より減免規定については、保険者が秋田県の後期高齢者広域連合になっているので、そちらのほうで保険料の減免関係について規定をつくっている。それ以外に市が独自に実施するとなれば、保険料は納めることになるので、市ができるかどうかということについては確認していない。そういった場合には一般財源等で補てんする形になるのかなとは思いますが、現段階では、市が独自で減免することについては考えていないとの答弁がありました。

討論では、立身万千子委員より私はこの議案に反対の立場で討論する。2006年国会で強行に採択された改正医療制度に基づく施策であるということは承知のとおりである。けれども、国で決まったのだから不本意ながらも仕方なく進めるということでもいいのかと私は思う。この後期高齢者医療制度というの

は、何一つ有益なことは見当たらない。これは全国的に明らかになってきている。議案の第4条の納期、第8条の罰則ということに至っては月額1万5,000円の年金から容赦なく天引きし、後期高齢者本人だけではなく、その人を取り巻く世帯へのペナルティーと受けとめざるを得ない内容がいっぱいである。広域連合よりももっと身近な市当局に対する不安や疑問、憤りを市民にどう納得していただくのか、もっと真剣に検討するべきではないかと考えて、どうしても賛成できかねることを申し上げて反対討論とするとの討論がありました。

本案について起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号であります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、住基カードをどういう理由で横手市としては普及させたいのかとの質疑に対し、当局より金融機関で身分カードにするという形で、お年寄りの方々が利用される場合がある。税の関係で電子申告をできる形を進めている。そのためにはどうしても住基カードが必要だということで、若干であるがカードの発行枚数は増えてきている。特別交付税を引き上げて交付するという形になったので、それと合わせて今回の条例の改正案を出したとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号、第18号、第19号の以上3件について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号についてであります。

討論では、赤川堅一郎委員より賛成の立場で、私自身も現地に何回か行ったことがあるが、やはり僻地ではないけれども、遠隔地だということは実感する。我々は憲法に保障されているように健康で文化的な生活をする権利があるわけで、同じ市民でありながら遠隔地ということで、そういう医療機関から置き去りにされたり、不便を感じるようなことがあれば、これは不平等きわまりない。今回の議論を通じてそういう市民の健康を守るため、今後この廃止によって地域の市民に心配をかけないという特段の配慮を求め、本案に賛成したいと思うとの討論がありました。

本案について起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号であります。

討論では、立身万千子委員より反対の立場で、国が決めたことだからというので、事務的に条例改正するものということはわかるが、何の検討もなしに国に従うことでいいのだろうか、市民に対して無責任ではないだろうか。病気やけがというものは社会背景に大きく影響されるものであるということは明らかだと思う。国は国民の健康管理、健康増進に当たる責務を持つはずだ。市は市民の健康を最低限守る責務、健康保持増進のために事業を行うということがあるはずだ。それを保険という分野に追いやってしまうことの重大性を私は大変危惧するので反対させていただくとの討論がありました。

本案について起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第28号であります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、委託費と経営の関係についての質疑に対し、当局より信頼の関係をきちんと構築せよ、従業員にしわ寄せがないようにということは全くごもつともなことである。指定をした以降については、指導監査あるいは介護相談員の定期的な巡回はもちろん、定例的に施設長会議を行って、お互いに連絡調整を行う。今までより質が絶対落ちることがないように、労働条件についてもよく監督指導してまいりたい。指定管理料については、指定管理者側のほうへ介護報酬を直接入れるという形をとったので、市から指定管理料を払うというような前提条件にはしていないとの答弁がありました。

また、3法人がそれぞれの施設以外に応募しなかった理由はどの質疑に対し、当局より応募しなかった理由は聞いていない。選定委員会でも話が出て、委員からは各施設うまくすみ分けができてはいるけれども、何か事前の話し合いとかしていませんねという確認をさせていただいている。申請者の側からはそういうことはない。それぞれ理事会というものがあって、そういうことは許されない体制の下で今回は手を挙げさせてもらっているという話をいただいているとの答弁がありました。

本案について起立採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号であります。

討論では、立身万千子委員から賛成の立場で、そもそもの指定管理者制度については、私は反対である。しかし、視察などを通して見た場合、利用者あるいは働いている人たちへの管理者のアプローチが民主的だったこと、利用者に対する働いている人たちのミーティングの時間や質が濃いものであると認められたことから、私はこの施設の指定管理を受け持つことに対し賛成するとの討論がありました。

本案について起立採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号、議案第31号について討論はなく、起立採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号、第39号、第40号、第41号、第42号、第43号、第44号、第45号の以上8件については討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第46号であります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、4施設が指定管理のほうに移行した場合に、もし受け皿になった場合にはどの質疑に対し、当局より現在シミュレーションしているのは4年間で正職員については帰任していただくということで、4年間の中での退職の状況を勘案しながら、帰任を緩やかにやっていきたいということである。そのために職種ごとの受け皿施設としては考えられることでもあり、状況に応じて対応可能かと思っているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第55号であります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、消化器関係、検診関係の伸びについてとの質疑に対し、当局より消化器系の伸びであるが、医師も2人増えたという状況もあり、入院患者が非常に大きく伸びているのが現状である。検診の関係では、職場検診も含めて検診の確保に努めている。冬場近くになると、利用される方が減少していた状況であるが、今年度については、当初想定したくらいまではいっているのではないかと思うとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号であります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、平成20年度当初予算を組むに当たっての諸条件、留意点はどの質疑に対し、当局より後期高齢者医療制度が始まって、国保老人と呼ばれていた方々が後期高齢のほうに移行する。前期高齢者の調整制度をつくったために、退職者医療制度を廃止するということであり、退職者の65歳以上の方々すべて一般被保険者にする。そのため今まで支払基金から入ってきた退職者にかかわる医療費の相当分が入ってこなくなる。もう一つは、70歳から74歳までの高齢受給者証を今出している方々の自己負担が1割負担が2割負担にということは、保険給付費が少なくて済むという要素がある。これについては国のほうの予算で措置するという形になったので、保険者がその分について負担するというのではないので、その分は保険給付費として相当分低くなると見込んでいる。

同時に3歳未満の方々の自己負担2割ということであったが、少子化対策とあわせてその年齢を義務教育就学前まで引き上げたということ。また、大きなポイントとしては特定健康診査、特定保健指導というのが保険者に義務づけられたために、これに要する費用を国保会計の中で措置しなければならなくなった。一般会計に移管措置をしたので、その相当分について国民健康保険のほうから繰り出しをするとの答弁がありました。

また、今回の改正で収納率という面にはどういうふうにはね返るのかとの質疑には、当局より収納率のいい退職者国保の方々が来るのは4,500人である。ところが出て行く収納率のいいお年寄りの方々が1万2,000人なので、そういう方々がいなくなるということは、入ってくる有利さはあるけれども、出ていく人数が3倍になっているので、そういった意味では多分収納率は厳しいものがあると見ているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号についてであります。

質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立多数、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第71号についてであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、特にデイサービスをどうやっていくのかとの質疑に対して、当局

より民間の事業所の関係、利用者側のニーズといった問題がかかわってくると思っている。今日的な状況を見ると、休日の問題など、これから非常に大きなかわりが今後出てくるものと思われる。全国的な動向なども踏まえ、一方で民間の指定事業者の方々との話し合いも当然必要かと思う。今後この点を注視し、推移を見守ってまいりたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第72号について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第73号についてであります。

主な質疑を申し上げますと、指定管理に移って、経費についての見通しはどうかとの質疑に対し、当局より公債費の償還分は市が負担していくという方針である。退職者が出ることにより人件費は漸減方向にある。現在市が抱えている非常勤職員については、その人件費については歳入も減だが、いずれ法人側の雇用の職員になるので歳出も減っていく。退職の状況、早期退職、民間への就職がえ等々、今も状況は動いているので、3月31日の状況をまとめながら6月の補正段階でご報告申し上げるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第74号、第75号、第76号、第77号の4件については討論はなく、採決の結果、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第98号についてであります。

主な質疑を申し上げますと、同一のシステム導入についてとの質疑に対し、当局より横手病院の画像システム・フィルムレス化は昨年3月から移動しており、材料費の減はレントゲンフィルムが不要ということで減らしている。大森病院と違うシステムになっているので、今回は共同で入札ということではなかった。合併の際に経費の効率的な運用を図るということで、材料費の共同購入の話があった。材料費というのは相当なウェートを占めている。ただ、病院の規模なりいろいろな部分で違う面がある。いろいろ検討協議を進めているが、まだ共同購入にいける段階ではない。近いうちに共同購入という形に持っていきたいとの答弁がありました。

討論では、赤川委員より賛成の立場で討論があり、千を超える自治体病院の中で、90%を超える自治体の多くの病院が赤字経営の中で、黒字経営というのは、関係者の並々ならぬ努力の結果であり、大変素晴らしいことだ。医療改革も必ずしも我々が期待するような方向ではないと思う。今後とも病院の健全な経営というのは大事だし、我々市民としても市立病院をどうしても守っていかなければならない。市民の健康と命を守る病院である。そのためには病院の経営理念というものを確立し、その理念を病院経営に参加する全員が共有してもらいたい、その中でも医師の確保が最大の課題である。

2つ目には人材育成、職員の資質の向上をぜひ努めてもらいたい。改築に当たって市からの援助はルール内だけであるが、病院の位置づけからしてルール内だけでいいのかどうかという疑問があり、市当

局に継続的に十分協議してもらいたい。病院経営の難しさの中で横手病院の場合は増改築に向かうわけであるので、新たな気持ちで頑張ってもらいたい。平成20年度の事業について、全力を挙げて経営に取り組んでもらいたいとの討論がありました。

本案について起立採決の結果、全員起立により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

大変長くなりましたけれども、以上をもちまして、厚生常任委員会の報告とさせていただきます。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、陳情第19号特定疾患者に対する援助についてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、陳情第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、陳情第23号汚泥等による有機性肥料製造工場建設の反対についてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は趣旨採択であります。本陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、陳情第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第3号後発薬についてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。不採択でありますので、原案について採決いたします。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立ありません。したがって、陳情第3号は委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、議案第7号横手市後期高齢者医療に関する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第22号横手市国民健康保険条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第28号公の施設の指定管理者の指定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第29号公の施設の指定管理者の指定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第30号公の施設の指定管理者の指定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第31号公の施設の指定管理者の指定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議案第31号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、議案第38号平成19年度横手市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第68号平成20年度横手市国民健康保険特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第69号平成20年度横手市老人保健特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第70号平成20年度横手市後期高齢者医療特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております議案第98号平成20年度横手市病院事業会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第98号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております14件を除く23件について採決いたします。23件、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、23件は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第24号～議案第78号の委員長報告、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第42、議案第24号横手市中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例より、日程第46、議案第78号平成20年度横手市市営温泉施設特別会計予算までの5件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長。

【産業経済常任委員長（30番播磨博一議員）登壇】

○播磨博一 産業経済常任委員長 産業経済常任委員会に付託になりました議案5件につきまして、慎重審査いたしましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第24号につきましては、当局からの内容説明に対し融資決定する場合の審査の仕方と審査体制はどうなっているのかとの質疑があり、当局より金融機関及び商工会などと連携しながら、詳細な審査内容において、納税状況などを確認しながら融資決定を行っている。市が単独で行っているのではありませんとの答弁がありました。

そのほか、融資の実績、条例変更による貸し渋りについてなどの質疑がありましたが、いずれも当局説明を了とし、本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号につきましては、当初予算で繰入額が決められているのに、赤字だからといって上限なく繰り入れするのはどうか。最大限の努力をしているのかとの質疑があり、当局より一定の歯どめはかけながら運営努力はしているが、事業収入だけでは無理がある。温泉施設はサービス業であり、経費節減も限界に近いと考えている。住民の健康増進や地域の雇用といった福利厚生施設の一環として運営されていることもご理解願いたいとの答弁がありました。

また、事業収入落ち込みの原因は何かとの質疑に対し、当局より宴会の落ち込みが大きく影響している。法事などで利用していただくよう、地域密着型で営業努力はしているが、全体的に宴会の利用単価の落ち込みなどが響いているとの答弁がありました。

そのほか、各温泉施設の改善指導について、えがおの丘のプールを福祉との連携で利用変更できないか、高齢者の無料入浴券のあり方などの質疑がありましたが、いずれも当局説明を了とし、本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号につきましては、事業収入補てんと、それに伴う施設経費の節減が主なものであり、灯油や重油の高騰による単価の比較などについて二、三の質疑がありましたが、いずれも当局説明を了とし、本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号につきましては、各施設の支配人の給与と兼務の実態についてなどの質疑がありましたが、いずれも当局説明を了とし、本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべき

ものと決定いたしました。

次に、議案第78号につきましては、料理材料の原価率は幾らか、また民間と比較したことはあるのかとの質疑があり、当局より三吉山荘50%、えがおの丘42.5%、雄川荘44.6%、さくら荘41%、ゆっふる38から40%である。三吉山荘は出来合いの簡単な料理で対応しているし、ゆっふるにはテナントが入っているが、料理がよくないと人は来ないし、温泉がよくても宴会利用をしてもらえないので、安くてボリューム感のある料理の工夫をしている。民間では27%から30%が相場であるようだとの答弁がありました。

そのほか、三吉山荘の民間委譲への見通しについて、温泉の権利の今後についてなどの質疑がありましたが、いずれも当局説明を了とし、本案について討論はなく、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。よろしくご審議のほど、お願いします。

○田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第78号平成20年度横手市市営温泉施設特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております1件を除く4件について採決いたします。

4件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、4件は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第8号～議案第99号の委員長報告、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第47、議案第8号横手市下水道事業区域外流入受益者分担金の徴収に関する条例より、日程第77、議案第99号平成20年度横手市水道事業会計予算までの31件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長。

【建設常任委員長（33番佐藤功議員）登壇】

○佐藤功 建設常任委員長 今定例会において建設常任委員会に付託になりました議案31件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第8号について主な質疑と答弁を申し上げます。

区域外流入は地域的にどこが多いのかとの質疑に対し、当局より許可区域については地域ごとに3年から5年で整備可能な区域を定めており、そこから外れた区域は認可区域外となる。横手や十文字が多いとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号、第34号、第36号、第48号の4件について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号について主な質疑と答弁を申し上げます。

市債の減額について、過疎対策事業債と簡易水道事業債の減額の比率が一定でないのはなぜか。また、他の事業を前倒ししてできなかったのかとの質疑に対し、当局より事業費の特定収入を除いた地方負担分の9割の2分の1ずつが過疎債と簡水債となる。残りの1割は、本来であれば一般会計からの繰り出しとなるが、特例措置として簡水債の起債措置で実施されているため、若干差が出てくる。減額については、市道武道線の改良工事と同時に施工するという事で建設部と協議しており、今後も道路改良と同時に施工したく、減額補正をお願いした。また、平成20年度に予定している石綿管更新補助事業については、平成20年度新規採択事業のため、前倒ししての事業はできなかったとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号について、主な質疑と答弁を申し上げます。

入札による減額ということだが、入札方法、参加資格や入札率などの質疑に対し、当局より入札は受注希望型競争入札で行っており、1件の事業に対して平均20社の参加であった。入札率については、委託業務も含めて57件中、12が低入札であり、その請負比率は67.8%ほどであったとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号について、主な質疑と答弁を申し上げます。

植田地区の加入者が少ない中で、使用料が上げられてしまうという心配があるがどうかとの質疑に対し、当局より同地区は約15億円ほどの事業費で施工しており、そのお金は当然借金である。事業を立ち上げる段階では100%近くの方に賛成していただき、その方々の使用料で返済していくという建前で事業を実施している。しかし、集落排水事業では、料金で維持管理費の8割も賄っていない状況にある。したがって、料金改定の検討をせざるを得ないとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号について、主な質疑と答弁を申し上げます。

対象世帯はどの質疑に対し、当局より平鹿地区が1,668戸、雄物川地区が1,364戸、合計3,032戸が対象となっている。計画としては平成14年度から平成34年まで平鹿地区680基、雄物川地区では1,373基、合計2,053基を予定している。平成18年度末でこれまでの設置基数は、平鹿地区が125基、雄物川地区が186基、合計311基であるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号について、主な質疑と答弁を申し上げます。

未収金についての質疑に対し、当局より1月末現在の収納率で、上水道97.16%、簡易水道は97.58%、トータル97.4%であり、昨年とほぼ同じである。国庫補助金が出納閉鎖後に入金になるため、未収金が多額に見えるかと思うとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号、第59号の2件について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号について、主な質疑と答弁を申し上げます。

昨年度と比較すると増額になっているが理由はどの質疑に対し、当局より前田浄水場の活性炭の交換が500万円と、平成14年度に実施した簡水統合事業の元金償還が始まるため、昨年度より支出額が増えており、繰入金が増額したとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第62号について、主な質疑と答弁を申し上げます。

石綿管の敷設替えについての質疑に対し、当局より南郷岳のふもとから出ている水を持ってくるメイン管が相野々まで来ているが、そのメイン管が石綿管であるので取替え工事をする。今後、新たに集落に持っていかうとするというものではない。石綿管の更新については、延長や地震のおそれのある区域といった一定の補助要件があり、今回はそれに合致するので平成20年度から着工したいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号、第64号、第65号、第66号の4件について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第79号について、主な質疑と答弁を申し上げます。

人件費の人数の決め方はどの質疑に対し、当局より合併時の職員が充てられていた人数を計上している。平成20年度に簡易水道統合のための認可変更をし、平成21年度からすべて企業会計を導入するが、その中で職員数も一体化する計画であるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第80号について、主な質疑と答弁を申し上げます。

各地区の簡水がそれぞれ個別にあり、中身もアンバランスな状況の中で将来統一されるが、雄物川地域簡水はほかと比べてどうだったかとの質疑に対し、当局より雄物川地域簡水はこれまで料金は安かったが、繰出金が相当投入された中で安くなってきた。会計を一本化するに当たり、各施設を見させていただいたが、実際には施設が脆弱であり、決して水質がよいということではなかった。もちろんもろもろのことを考えると、早急に手をつけなければならないのが雄物川地区であるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第81号について、主な質疑と答弁を申し上げます。

前田浄水場の活性炭についての質疑に対し、当局より活性炭を使用しているのは前田浄水場だけである。前田浄水場の水源はダム水を使用しており、植物性臭気があるため急速ろ過をし、活性炭でにおいを除去している。活性炭は約5年ほどで交換しているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号、第83号の2件について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第84号について、主な質疑と答弁を申し上げます。

保留地の処分についての質疑に対し、当局より保留地については、できれば一宅地でとれば理想的だと思う。一般公募の形でそれを売却し、事業の資金に充てるのが本来の考え方である。ただ、実際はどうしても境界が動かず、宅内の保留地をとらざるを得ない場合がある。自分の土地を自分で買うのかという話をされるが、この事業がそういう仕組みになっており、負担の公平からもお願いしているところである。駅西について、今年度12区画のうち8区画を公募により売却しているが、新年度も引き続き公募による売却を実施していきたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第85号について、主な質疑と答弁を申し上げます。

造成費と永代使用料についての質疑に対し、当局より永代使用料は園路墓地の場合、1基31万円をお願いしており、造成費は特別な場合を除いてその金額以内でおさまるように発注しているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第86号について、主な質疑と答弁を申し上げます。

大雄根田谷地地区の今後の対応はとの質疑に対し、当局より根田谷地地域については開削工法で施工していたが、地盤の支持力がゼロということで、工法を変更して施工している。県道の北側については道路が狭く、側溝が倒れたり、あるいは家屋に影響が出ることが予想される。新年度には関係住民へ説明をし、集合処理を見直して個別処理に切りかえる案も含めて、住民の意見を聞きながら対応を検討してまいりたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第87号について、主な質疑と答弁を申し上げます。

金沢地区について、実施設計のための調査ということだが、実際の工事はどの質疑に対し、当局より平成20年度は調査設計ということで、事業採択のための申請を行い、平成21年度に事業に着手し、平成25年度までの5年間で処理場や管渠整備をしていきたいと考えている。当地域の昨年の調査結果では、6割の方々が3年以内に入りたいということであったが、さらなる加入率向上を図るため、事業推進協議会を立ち上げ、活動を継続しているところであるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第88号について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第99号について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第99号平成20年度横手市水道事業会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第99号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております1件を除く30件について採決いたします。

30件、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、30件は委員長報告のとおり可決されました。

◎陳情第9号～議案第103号の委員長報告、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第78、陳情第9号旧工業高校セミナーハウス跡地利用に関することについてより、日程第104、議案第103号横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正す

る条例までの27件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長（20番石井正志議員）登壇】

○石井正志 総務文教常任委員長 今定例会において総務文教常任委員会に付託になりました案件中、議案25件、陳情2件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第9号について意見、討論はなく、起立採決の結果、起立者はなく、不採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第1号について意見、討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号及び第9号について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号、第12号、第13号、第14号の4件について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、寄附をもらって道路をつくるという前例や基準はあるか、また今回の事業は計画にあったのかとの質疑に対し、当局より新市での例はない、特に基準等や内規もない。全額寄附だったら別だが、この事業は寄附をもらったから行うというスタンスではない。寄附が動機づけにはなったかと思うが、その集落からの陳情も議会で採択され、事業の検討に入っていた。過疎計画には載っていないが、他の事業との比較で総合的に判断し、今回新たに過疎債を使って有利なうちに事業を進めるものであるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号、第33号、第54号の3件について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第89号について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第90号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、なぜ境町財産区だけが一般会計からの繰り入れがあるのかとの質疑に対し、当局より境町財産区は財産として優良な山林があるが、運転資金となる定期的な収入が全くない状況だ。本来であれば財産区の方たちがお金を出し合って、この財産

を管理していくというのが本来の姿だが、昔のように自分たちで財産を守っていかなければという感覚が希薄になっている現状なので、一般会計からの繰り入れで財産区の管理運営を行っている。境町財産区管理会では合併以前から平成20年度頃をめどとする解散を視野に入れての話し合いがなされていた。管理会ではそれぞれの集落に対してアンケート調査を行い、90%まで解散の方向で構わないという結果が出た。今年、財産区内の地区会議、町内の総会等の場で周知しながら、皆さんからの了解を得て、解散に至りたいという話がされている。12月議会に提案したいので、遅くとも10月頃までは管理会としての方針を出さなければいけないということで動いているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第91号及び第92号について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第93号、第94号、第95号、第96号、第97号の5件について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第101号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、普通教室6教室と多目的ホールということだが、その判断に至った経緯はどの質疑に対し、当局より白山小学校と川西小学校が入ることによって、1学年が2学級規模になるので、6学級分増設するということである。学校当局やPTA役員と話し合い、多様な学習形態がとれるように空き教室の利用を進めた。食堂形式はやめて現在の食堂を職員室に、職員室を多目的スペースに置きかえた。組みがえにより現在よりも図書室、多目的教室が1つずつ増えた。さらに、特別支援学級を3教室確保した上で、教室のスペースを検討したことにより、大森小学校全体を考えれば、今後も学習がスムーズに行われる配慮ができたのではないかと思うとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第102号について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第103号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、前回の臨時議会で提案した条例案と期間を除いて同じ内容だが、臨時会での採決もあり、状況が全然違うと思うが、どのように判断したのか。また、性急な判断ではなく、議員との話し合いや市民の声を聞く中で、もっと議論を深め、理解を得ながら、適当な提案時期があったのではないかとの質疑に対し、市長より多額な補助金をお願いする補正予算だったので、私自身の処分も相当な処分が必要だという判断を一貫して持っていた。それは今でも同じで、相当な処分を自分たちに課すことについては何ら変わっていない状況だと私は判断している。そういうことで提案を再度提出させてもらった。したがって、内容についても変える必要性は全然ないと思っていた。ただ、再議という話とは全然違って、私としてはこの問題に早急に決着をつけて次なる仕事に向かうことが市民にとっては必要なことだという判断があった。議員の皆さんの意見も伺ったが、私の判断を変えるような意見とはめぐり合えなかったので、私が判断し、再度お願いする

形となったとの答弁がありました。

また、臨時議会の経緯も含め、市長としての市民に対する説明が必要かと思うが、どういう形で市長の責任を説明しようとしているのかとの質疑に対し、市長より産業支援センターの清算に市費を投じたことについての説明責任があると思っている。そのために、3月15日号の市報にその経過と責任についてのてんまつを載せて、市民の皆様にお知らせをしたいと思っている。また、給与条例改正案の可否、承認いただけるか別にして、自分自身は減給でもって自分たちの責任をとらせてもらいたいという趣旨の内容を載せる。その後についてはまだ決めていないが、足りない部分があるならば、さまざまな機会に説明をしなければいけないと思っているとの答弁がありました。

討論では、堀田賢逸委員より賛成の立場で、責任のとり方には減給があり、その上は停職、免職である。市長には停職などあるわけがないので、減給の数字を大きくしたものとする。また、自分で自分を処分するという意味は自分が納得して覚悟して決めたことでもあり、二度の提案は今後も市長の職に残って仕事をやり遂げる覚悟だとお見受けした。ただ、市民に大変な迷惑をかけたことは事実なので、金額は別としても一定の処分を形としてあらわすことが重要であるとする。以上、市長の覚悟を尊重して提案に賛成するとの討論がありました。

本案について起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

4番佐藤誠洋議員。

【4番（佐藤誠洋議員）登壇】

○4番（佐藤誠洋議員） 私は、議案第103号横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

市長の責任とは、この問いかけに明確に正しく答えが出せている状況にあるのでしょうか。義務感、責任感、倫理感など、市長その人なりの基準が今問われています。今回の問題をうやむやに見過ごして、市民に対する説明不足のまま先の未来はないのであります。未来は過去があり現在があり、その上で未来があるのです。突然点になって訪れるのではない。過去、現在、未来は線で結ばれています。関係者に対する今なお調査を要する事項、責任の所在、債務の圧縮額の経緯など不明な点が多くあります。

このような中で、いわゆる政治決着をして、果たして市民から信頼をいただけるのでしょうか。多くの自治体が企業誘致をしている中で、横手市が市民と一体となり、信頼、熱意、誠意を勝ち取り、10年、15年先が未来ある横手市となっているのでしょうか。回り道が結局は一番よかったこともたくさんありま

す。

以上の観点から、私は本案に対して反対いたします。

○田中敏雄 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、陳情第9号旧工業高校セミナーハウス跡地利用に関する
ことについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。本陳情は採決
することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立ありません。したがって、陳情第9号は委員長報告のとおり不採択と決定いたし
ました。

次に、議題となっております案件中、議案第103号横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費
に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の
議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議案第103号は委員長報告のとおり可決されまし
た。

次に、既に議決されております2件を除く25件について採決いたします。

25件、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、25件は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第37号～議案第67号の委員長報告、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第105、議案第37号平成19年度横手市一般会計補正予算（第12号）より、日程第
106、議案第67号平成20年度横手市一般会計予算までの2件を一括議題といたします。

一般会計予算特別委員長の報告を求めます。委員長。

【一般会計予算特別委員長（19番堀田賢逸議員）登壇】

○堀田賢逸 一般会計予算特別委員長 今定例会におきまして一般会計予算特別委員会に付託になりまし
た議案2件について、その審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

議案2件に審査につきましては、2月26日に一般会計予算特別委員会を開催し、総務文教、厚生、産
業経済、建設の各常任委員会の所管を審議する4つの分科会を設置し、審査案件をそれぞれの分科会に

委嘱いたしました。

各分科会審査は3月6日、7日、10日に行われました。

本日開催した一般会計予算特別委員会で各分科会長報告を受け、報告はすべて原案のとおり可決すべきものでありました。

議案2件について質疑、討論はなく、起立採決の結果、すべて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、採決についてはどちらも起立多数でありました。

以上をもちまして、一般会計予算特別委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

1番立身議員。

【1番（立身万千子議員）登壇】

○1番（立身万千子議員） 私は、議案第67号平成20年度横手市一般会計予算案に反対の立場で討論します。

ご承知のように、景気は決して上向きではない予測のもとで市税の収入落ち込みが見込まれる中、病院や水道の企業会計事業に支援する繰り出しは必要性を認めますが、財政健全化法に照らせば、補助費や出資金、貸付金の前年比が高いことを懸念するのは私一人ではないと思われま

す。そのような状況に加え、合併後、依然施策の均一化、統一化は難しい中で、少しでも市民の切実な声を受けとめて、家族介護用品支給対象を拡充してくれたこと、障害者のステップアップ事業を立ち上げてくれたことを評価します。

しかし、国の制度改正に伴うものとはいえ、介護保険などのように、いささかでも住民のメリットが見出せる施策ならば受けとめはしても、今般の後期高齢者医療制度は住民にとって何一つ有益なことはありません。総理大臣や厚生労働大臣は高齢者にきめ細かなサービスを提供する制度であると繰り返しますが、全国の自治体では与党の議員からさえこの制度の中止・撤回を求める意見書が提出され、2月28日には野党4党が制度廃止の提案をしています。この事実をもってしても、75歳以上の国民はもとよりすべての国民にとって、また医療従事者にとっても自治体にとっても、新たな負担と困難を強いる制度であると言わざるを得ません。

今予算では、この後期高齢者医療制度の実施にかかわる繰出金2億6,945万8,000円を初め、広域連合負担金9億4,455万9,000円等を予算計上していることから、私は反対します。

以上です。

○田中敏雄 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第37号平成19年度横手市一般会計補正予算（第12号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第67号平成20年度横手市一般会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

◎観光・産業振興に関する事項について

○田中敏雄 議長 日程第107、観光・産業振興に関する事項についてを議題といたします。

観光・産業振興特別委員長の報告を求めます。観光・産業振興特別委員長。

【観光・産業振興特別委員長（29番上田隆議員）登壇】

○上田隆 観光・産業振興特別委員長 観光・産業振興特別委員会審査報告書の朗読をもって報告にかえさせていただきます。

本委員会に付託された審査事件について、審査の結果を横手市議会会議規則第103条の規定により報告いたします。

1、審査事件。

観光・産業振興に関する事項であります。

2、審査の経過についてであります。

観光・産業振興という大変幅広い分野の特別委員会であるため、当初委員会ではこういったテーマに焦点を絞るべきかの検討に時間が費やされました。

折しも国土交通省が平成18年度から始めた観光まちづくりコンサルティング事業の重点支援地域に横手市、湯沢市が選定されたことから、この事業を生かしながらの観光・産業活性化策をテーマに設定することが検討されましたが、この事業の進展が大幅に遅れる状況になり、変更を余儀なくされました。特別委員会では「委員会において明確な意見集約ができるテーマを」の合意のもと、近年、市の各温泉

施設の誘客数が落ち込みを見せていることや、経営状況も容易ならざる状況にあること等を踏まえ、市の各温泉施設の現状の把握と、今後の方向性・改善策を検討することをメインテーマに掲げ、意見の集約を図るべく調査活動を展開したところであります。

以下、表により審査の経過を示しております。

概略を説明しますと、第1回、第2回が観光・産業振興特別委員会としてのテーマの選択と今後のスケジュールについて協議され、3回目には第三セクターの概要、横手市の各地域の観光、伝統行事について研修をいたしました。4回目には、総務企画部の温泉施設プロジェクトチームによる温泉保養施設のあり方についての中間報告の説明を受け、審議をいたしております。5回目以降は温泉施設の現場がどうなっているかの確認が何よりも大切との認識のもと、3回にわたって管内視察を重ねました。第9回に入り、市の各温泉施設のあり方、方向性、改善策の審議のまとめに入り、2月18日の第11回の特別委員会において報告の最終の確認に至っております。

審査の経過、結果であります。

平成18年12月以来、都合11回にわたり委員会を開催し、行政視察、管内視察を交えながら多くの議論をしてまいりました。

その中で、市の温泉施設が現在直面している状況を今まで以上に把握でき、また課題についても、より鮮明にすることができたことは大きな成果でした。

市の温泉施設は10施設あり、そのうち4施設が市の指定管理者である第三セクター3社により運営され、ほかの6施設は特別会計で直営で運営されています。

このように各施設の設置の経緯や、これまでの推移には各施設固有の事情があったわけですが、住民への憩いや安らぎの場を提供すること、住民の健康増進・地元雇用の拡大など地域振興の要とならなければならないとする意識はどの施設にも共通するものであります。

ただ、近年民間温泉施設等においても生き残りをかけ、それぞれ特色ある経営戦略で経営を行っている現状を考えると、現在の市の温泉施設数は多過ぎないかという指摘や、経営については総じて行政依存度が高く、もっと採算性を高め、収益を向上させるためには、市も取締役会も職員もこのままではいけないという危機意識を共有しながら経営改革を行わねばならないことが確認されました。

今回、市当局から特別委員会に検討を委ねられた事項はなかったわけではありますが、次の事項については今後の市政運営や、温泉施設経営改善計画などに十分に生かされるよう強く要望するものであります。

次に、提言事項を申し上げます。

①各温泉施設の現状を見ると、一般に経営責任の認識が甘く、これが経営悪化の一因となっている。特に、第三セクターにあっては今後は出資団体の意識改革を促し、取締役会を強化し経営責任を明確にすべきである。また、指定管理をしている第三セクターについては代表取締役社長の行政特別職からの任用を不可とすべきであり、行政への過度の依存体質から脱却し、経営の安定・自立を望むものである。

②各温泉施設において、設立時の目的の違いやこれまでの経過、固有の事情や地域性などに起因し、異なった経理の処理をしている施設が見受けられた。例えば、山内振興公社は3公社の中で唯一建物が公社の所有であり、大雄振興公社では本来の温泉事業ではない隣接する公共施設の管理委託料を売上高に加えている事例が見受けられた。このように、各施設の収支への組み入れ項目が同一でなく、そのために全体の施設を比較検討する場合、経営状況判断を難しいものとしている。したがって、今後はより正確な経営判断やチェック機能を果たすために各施設固有の算定様式を見直し、各施設共通の算定様式に改めるべきである。

③各施設への公的な支援については、一定の基準を設定すべきである。また、特別会計への繰り入れ等については個々の施設の経営努力が反映されるよう十分に検討されたい。

④三吉山荘については、市民からの陳情などにより存続が求められている事情もあるが、えがおの丘や雄川荘との重複性や老朽化の事情もあり、補助金による拘束期間が完了する平成22年9月を待って閉鎖することが適当と考えられる。

⑤温泉施設運営の今後の方向性については、各施設が置かれている現状を認識しながら経営改善努力を重ねる2年程度の時間的猶予を与えるべきと考えられる。ただし、施設の中にはえがおの丘や、山内振興公社など、経営状況が非常に厳しく、その建て直しに緊急度の高い施設もある。こうした施設にあっては、その建て直しのため早急に、より厳しい経営改善計画や資金計画の立案・実践が求められる。特に、えがおの丘のプール事業は経営的にえがおの丘を著しく圧迫しており、横手市全体として早急な見直しが必要である。また、6温泉施設が市の特別会計という形で予算執行されている現状では、サービス提供、従業員、経営などの各面においてその甘さは否定できない。短期的には経営形態の変更は無理があるが、中期的には各施設のブロック化や統廃合、長期的には指定管理体制や民間への移行が必要と思われる。

⑥産業振興については、地場産業の育成とともに企業誘致による雇用の拡大が喫緊の課題である。企業誘致については、市当局もこれまで鋭意注力してきたところであるが、今後はこれを継続してよりパワーアップした形での運動が望まれる。その方策として次の4点について提案する。

A、地元企業への訪問の強化を進めることにより情報収集を図り、本社系列への訪問とPRにつなげること。

B、県人会・ふるさと大使などを活用した情報収集を進めること。

C、企業誘致プロジェクトチームを設置すること。

D、企業誘致特別委員会の設置をすること。

以上、4点であります。今後運動をより力強くするためには、具体的な数値目標を掲げて運動を展開すべきであると思います。

そうした運動の積み重ねの中に、横手市産業戦略ビジョンにいう平成25年までの10年間で1,500人の雇用の数値目標が達成すると考えられます。

以上であります。

○田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで観光・産業振興特別委員長の報告を終了いたします。

◎横手駅周辺開発調査に関する事項について

○田中敏雄 議長 日程第108、横手駅周辺開発調査に関する事項についてを議題といたします。

横手駅周辺開発調査特別委員長の報告を求めます。委員長。

【横手駅周辺開発調査特別委員長（32番赤川堅一郎議員）登壇】

○赤川堅一郎 横手駅周辺開発調査特別委員長 風邪を引いておりまして大変聞きにくいと思いますが、よろしく願いいたします。

本委員会に付託されました調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、横手市議会会議規則第103条の規定により報告いたします。

要点のみ報告したいと思います。

審査の結果、概要についてであります。

平成18年12月に当横手駅周辺開発調査特別委員会が設置されて以来、今日まで11回にわたる委員会が開催され、その間先進地視察並びにJR秋田支社訪問、さらに横手駅前周辺開発組合理事会との懇談会を開催するなど、調査検討に鋭意取り組んでまいりました。

以下、主な調査事項の概要について報告申し上げます。

調査事項のみ報告申し上げます。

第1番に事業の目的、効果、地域の発展の見通しについてであります。

その1つ目は、まちづくり交付金事業と市街地再開発事業の目的についてであります。

2つ目には、事業の導入に当たっては、駅前地区の現状分析と課題の整理の実施であります。

第3点目には、現状と課題についてであります。

第4点目は、このような課題を踏まえ、現在の地区全体の状況についてであります。

5点目は、事業の目的についてであります。

大きな2番目といたしましては、事業の全体像と事業スケジュール並びに事業費についてであります。

第3点目には三枚橋踏切の存続についてであります。

4番目は、東西自由通路と自転車通路の設置についてであります。

5番目は、駐輪場の設置についてであります。

6番目は、駅南地区との地下道設置計画についてであります。

7番目は、横手駅の乗降客数と今後の見通しについてであります。

8番目には、計画は、新幹線に対応できる内容かどうかであります。

9番目には、市民アンケート結果についてであります。

10番目には、権利変換の時期についてであります。

11番目は、一般業務代行者並びに特定業務代行者についてであります。

12番目は、再開発組合と市の役割についてであります。

13番目には、商業施設、公共施設、業務施設の計画についてであります。

14番目に、公共施設の計画内容と横手地域局設置の考えはないかどうか。

15番目に、マンションの利用者見込みなどについてであります。

16番目には、駅西地区への駐車場計画の進捗状況であります。

17番目には、都市計画税についてであります。

18番、高齢者に配慮した施設計画であります。

19番に交付金事業と再開発事業費についてであります。

以上の調査の結果を踏まえ、1つにJR三枚橋踏切について既に閉鎖の方針であるようだが、市民の存続に対する要望が強く、さらにJRへの働きかけを求める。

2つ目には、東側並びに西側に十分な駐車場、駐輪場スペースを確保すること。

3つ目に西側駅周辺の土地利用について地域へのインパクトのある施設建設を十分検討すること。

4つ目に将来に向け、東西通路地下道について検討すべきこと。

5番目に公共施設についての集客力のある施設利用できるよう配置計画を十分検討すること。

6番に事業推進のため、JR負担金について十分な協議を行い、相当の負担を求めること。

7番に再開発事業による地域人口200人ないし300人と推定しているが、達成できるよう努力されたい。

8番に交付金事業と再開発事業、三枚橋区画整理事業が一体的に事業推進を図ること。の点について留意し取り組まれ、またともに再開発組合と市が十分なる連携をとり、事業の円滑な推進を図られたい。

終わりに、以上調査検討の概要を申し上げましたが、委員会として本事業は新横手市における最大のプロジェクトであり、事業に対する市民の関心も高く、その成り行きが注目されている。

委員会としては、おおむね了としながらも、事業実施が緒についたばかりであり、事業の進捗を継続し、その目的が達成されるよう、また市からの公費投入が十分な効果が達成できるようさらに継続して調査検討の必要があることを全会一致で確認したところであります。

以上、報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

24番高橋議員。

○24番(高橋勝義議員) 私のテレビの見過ぎなのかなと思いますけれども、今特定財源がいろいろ議論になっております。

このまちづくり交付金そのものが特定財源からの繰り入れということで、もし特定財源が通らなかつ

た場合には、この事業がどういうふうな形で進捗されるのかなと思うこと、これがまず質問。教えていただきたいと思います。

○田中敏雄 議長 委員長。

○赤川堅一郎 横手駅周辺開発調査特別委員長 財源についてまでの議論はいたしておりません。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで横手駅周辺開発調査特別委員長の報告を終了いたします。

◎少子高齢化対策に関する事項について

○田中敏雄 議長 日程第109、少子高齢化対策に関する事項についてを議題といたします。

少子高齢化対策委員長の報告を求めます。委員長。

【少子高齢化対策委員長（14番近江湖静議員）登壇】

○近江湖静 少子高齢化対策委員長 ご苦労さまでございます。

本議会のアンカーであります。今しばらくおつき合いをお願いしたいと思います。

少子高齢化特別委員会は、各会派の少子化対策と高齢化対応に最も関心があり、かつ知識を持っている私、委員長を除いてスペシャリスト、しかも論客10名で編成をいただきました。

昨年1月から今日まで8回に及ぶ委員会の開催、先進地としては岩手県の奥州市と遠野市との交流勉強会を行いました。十分調査検討をいたしました。

当市の福祉施設としては、大森地区を総合福祉エリアとして位置づけ、南部シルバーエリアを重要拠点として改めて実態見学を行いました。

奥州市は未来をつくる市長会で、五十嵐市長も一緒に勉強をしている仲と聞いており、よくわかっていると思います。「子育てをするなら奥州市で」をスローガンに「未来に輝く奥州っ子を地区全体で育むまち」を大きく掲げて、次世代育成支援行動計画に基づき着実に推進をしておりました。特に、少子・人口対策室を設置して各部課所との連携調整を図り、全庁的に組織化されていることや、妊産婦乳幼児医療費の完全無料化制度で成果を挙げているところでありました。

遠野市は、中小企業庁の少子高齢化対策事業の補助を受け、商工会議所、商工会、商店街振興組合などでの活性化の取り組みと財政支援をきめ細かく事業化し、成果を挙げておるところでありました。

両市とも市長が陣頭指揮をとり、重要最新課題として取り組んでいる推進であることを全員一致して確認をしたところであります。

初めに、横手市の現状と課題について若干触れたいと思います。

高齢化社会の定義は総人口に対して65歳以上の人口が14%以上占められていることで、横手市は29.5%であり、切実、深刻である。

今後、新たな雇用の場の拡大など社会的要因による人口増がなかなか見込めない中では、出生率の向上なしでは高齢化率が進行するばかりである。少子化と高齢化は密接不可分、車の両輪であり、人口比率を正常にするためには、生産年齢人口をいかに増やすかが基本政策で、そのための行政の責務と役割が大きいと考える。

1、少子化の現状について。この10年間でゼロ歳から6歳までの人口は1,500人程度減少している。この5年間では11.4%減少し、少子化が急に進んでいることがはっきりしている。この数値から推定すると平成22年で当該人口は約4,800人になる。

この背景は、①若者の働く場所がないこと。

②結婚と出産の考え方が多様化していること。当市においても多様な生き方の社会環境はできていないことがはっきりしている。

③家事や育児の負担が大きいこと。男女共同参画でいうと男性は職場から定時に帰るのは難しい。また、女性も困難になっている。家事と育児は女性が行うことがいまだ当然のようにになっている。核家族化が依然として進行しているのも特徴であり、家事や育児を手伝ってくれる人や隣近所の人も頼れない。仕事との両立は現実的には難しい現状であると認識する。

2、高齢化の現状について。平成19年3月末で65歳以上の人口は3万783名で29.5%、75歳以上は1万6,273名で15.6%となっており、将来人口推計により168人減少している。

①将来人口推計は、65歳以上で平成20年度は3万738名の29.6%で、平成26年度には3万860人の31.6%の推計である。

②現状のひとり暮らしの高齢者数は65歳以上で2,556名で人口の約8%となっており、県平均よりは若干下回っている。

また、介護保険の認定状況であります。

①平成19年3月末で5,619名で、対前年比2%の減で、高齢者人口の約18%の方が何らかの介護認定を受けている。

②特養・老健施設の入所者数は平成19年3月末で881名で前年より26名の増となっている。

課題と対応策については、①旧8市町村の全市的な事業レベルの均一化を目指していること。

②元気な高齢者づくりの拡充を含めた施策で、健康の駅の充実をさらに進めていること。

このような横手市における少子高齢化の現状と課題対策を受けて、委員会においては百家争鳴、広範多岐、多種多様のすべての情報や類似自治体の施策等を収集し、濃密、活発な議論を行ったところであり、

そして、全委員から文書による三十数項目の具体的な提言を受け、慎重に十分なる審議を行ったところでもあります。

本課題は国や県でも重要施策として打ち出している現状から、現横手市で実行可能な事業施策として最少5項目を簡潔具体的に提言をします。

1、横手市少子高齢化対策室を設置する。

現状行政組織は、子育て支援課、高齢ふれあい課、包括支援センター、健康の駅推進室の4課で福祉分野が中心となって担当しているが、福祉分野のみならず、教育委員会、産業経済部、建設部、上下水道部など各分野にわたって総合調整し、連携、対応しなければ効果が上がらない。そのため、各部所との連絡、調整、検証する部門を、副市長の下に少子高齢化対策室を設置し推進する。

組織体制は室長以下3名ぐらいとする。

現在の子育て支援課ほか3課の任務、役割は現状のとおりとする。

この全庁的に取り組む組織体制の中で、少子化対策推進本部や民間企業との協議会を立ち上げ、市要綱を制定し、官民一体で強力で推進する。

2、中小零細企業への子育て助成、相談活動を推進する。

従業員300人以下の企業は努力義務となっている、仕事と子育ての両立支援の行動計画を平成19年12月末で県内122社が策定していることがわかった。

この行動計画は男女を問わず子育ての中の仕事と家庭生活の両立のため、企業側に勤務制度や職場環境の改善整備を図るためのものである。

横手市においては300人以下の中小零細企業がほとんどである。働く女性の現状は働かなくては食べていけないからで、仕事と子育ての両立は大変厳しい労働環境と言ってよい。

行政の企業へのコーディネートは必要不可欠である。

具体的に、①仕事と家庭の両立を推進する横手市男女共同参画推進条例を制定する。

②出産、育児、介護休暇制度の制定など、労働勤務条件の改善を支援する。

③市の要請に参加する企業には具体的推進等の行動計画を提出させる。

④青年会議所、JA青年部、NPO組織等、各団体との連携で結婚対策協議会の設置を主導し、立ち上げ、官、民、ボランティア組織を上げて推進をしていく。

3、若者の雇用確保の緊急避難として、市職員採用枠の条件つき増員を決断する。

市が最重要施策として取り組んでいる農業、商工業振興による雇用の創出があります。しかし、現状は誘致企業や若者の職場確保の見通しは不透明で限界に来ていると思われる。

合併協議事項の職員採用計画を見直し、10万都市の維持と拡大、市勢に活気を生むための緊急避難的な措置として、結婚適齢期の若者を全国規模で募集するなど、ショック療法を採用すべきである。

4、南部シルバーエリアを医療、福祉、保健などの三位一体の横手市総合福祉センターとして位置づけ、全市民の利活用を推進する。南部シルバーエリアは全国各市の関連する施設と比べてもトップクラスの総合福祉施設であり、育、子どもと老人のふれあいセンター、創、陶芸教室、動、温水プール屋内体育館、学、生き生き学園、憩、コミュニティーセンターラジウム温泉の5教科の有料施設が目玉であります。

運営は社会福祉事業団の指定管理となっていて、横手市ではエリア内の子供と老人のふれあいセンタ

一と生きがい交流広場の運営管理を行っている。

現状利用者の大半は、地元大森地区と隣接大雄地区住民であり、せつかくの公有財産を有効適切に市民へサービスを提供すべきである。

ここを横手市総合福祉センターとして位置づけ、全世帯に利用していただくために、広報啓発を行う。特に、高齢者と子供とのふれあい、健康の駅運動の普及推進などを行う。また、高齢者の健康増進のため温泉利用は最適であり、入浴の入館券を全世帯に配布する。元気な高齢者づくり施策として最良最善であるとする。

5番、健康の駅事業、小規模駅拠点の全地区への拡大促進と公用バスの定期運行を実施する。

市民の健康づくり、元気な高齢者づくりの場として健康の駅事業は順調に進行していると理解している。

課題は、この事業が全市各地域に行き渡っていない。町内会館、部落会館などを拠点とする小規模駅の増設を東部、南部、西部の3地域に年次計画で設置をすることである。

いまひとつは高齢者の市政要望アンケートでも50%近くを占めている足の確保の問題であり、健康活動などの参加への最大のネックとなっていることである。

旧8市町村各地区の老人クラブ組織で毎年実施している福祉大会、文化芸術祭、スポーツ大会、さらには健康の駅への送迎についても公用バスの定期運行が必要不可欠となってきている。

現有公用バスを定時運行して、高齢いきいきバスと名づけ、運行するよう求めます。

終わりに、市長の少子化対策について危機感が弱いのではないか、秋田県のセカンドシティ新横手市30年の展望をどうとらえているのか、疑念を持つ。また高齢化率30%の現状における高齢市民に対する福祉施策でも多くの批判と改善意見が提言されていることを率直に申し上げたいと思います。

市長は本提言を真摯にしっかりと受けとめて、6月議会から事業計画を立て、予算化に向けて十分反映させていただくことを強く要望し、少子高齢化対策特別委員会のご報告といたします。

ご審議の上、満場のご承認方よろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで少子高齢化対策特別委員長の報告を終了いたします。

あらかじめ、議事の都合により時間を延長いたします。

議会運営委員会開催のため暫時休憩いたします。

午後 4時38分 休憩

午後 5時20分 再開

○田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第110、議会案第2号同一都道府県内で完結している一級河川の管理を都道府県に委譲しないように求める意見書についてを議題といたします。

ただいま議題となっております議会案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託はしないこととなります。

説明を求めます。建設常任委員長。

【建設常任委員長（33番佐藤功議員）登壇】

○佐藤功 建設常任委員長 横手市議会会議規則第14条第2項の規定により建設常任委員会より意見書を提出いたしましたので、皆様にお配りしてありますこの案の一部を朗読して趣旨説明とさせていただきます。

政府の地方分権改革推進委員会の中間的な取りまとめにおいて、一つの都道府県内で完結する河川についてはすべて都道府県管理とする、こういうような中間報告が出ております。三位一体改革も鳴り物入りでそういうふうになりましたが、予算が全くこのことでも話をされておられません。そうするととてもとても地方自治体では県では維持管理ができない、川が荒れ放題になる。こういうようなことで意見書を提出いたしたいと思っております。

1つ、一級河川の管理には、治水・環境等の高度な技術力に加え、洪水予報に当たっては、最新の気象情報収集力を要するなど、地方単位では十分な対応ができないおそれがある。よって、同一都道府県で完結する一級河川であっても、全国における管理実績と技術力を有する国が、自ら管理者として責任を果たしていくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいというものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから提案者に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第2号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議会案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議会議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第111、議会議案第3号道路特定財源の堅持を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第3号については会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第3号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

趣旨説明を求めます。21番佐藤議員。

【21番（佐藤忠久議員）登壇】

○21番（佐藤忠久議員） 横手市議会会議規則第14条第1項の規定により道路特定財源制度の堅持を求める意見書案を提出しましたので、皆様にお配りしてありますこの案を朗読して趣旨説明とさせていただきます。

道路特定財源制度は平成18年12月8日の閣議決定により「道路特定財源の見直しに関する具体策」に基づき見直しの作業が進められている。

しかしながら、横手市においては県内有数の豪雪地帯であり、幹線道路はもちろん生活道路の通行確保のため除排雪に苦慮している現状である。

また、全国的にも自動車交通に依存せざるを得ない地域でありながら、距離・時間的ハンディキャップを克服する高速道路ネットワークはいまだ道半ばであり、さらには市民の日常生活に欠かせない生活道路の整備、交通安全対策の充実、高齢者や障害者等に配慮した歩行空間の整備、冬季の利便性・安全の確保、災害や豪雪に強い整備等、当地域においてはまだまだ道路整備の促進が強く望まれており、最も重要かつ喫緊の課題である。

これらの状況を踏まえ、住民の生命・財産を守り豊かな生活を支えるため、道路特定財源制度を堅持し、真に必要な道路の整備を行うことが重要である。

このため、次の事項について実施するよう強く要望する。

1、道路特定財源については、その暫定税率を延長し、道路整備に対する地方のニーズを踏まえ、道路整備以外の目的に流用せず全額充当すること。

2、平成20年度予算においては、中期計画の初年度として、住民の安全・安心の確保や地域間格差の是正、地方の活性化などの課題に対応するため、所要の予算を確保すること。

3、急速に進む市町村合併と少子高齢化社会等に対応するため、地域間・地域内の交流や連携を支える道路整備を推進するとともに、歩行空間のバリアフリー化、交通安全対策、雪寒対策など安全で安心できる道路の整備と施策の充実を図ること。

4、地域の特性に配慮した活力ある地域づくり・まちづくりを推進するため、高規格幹線道路や一般国道等の幹線道路網のネットワーク整備を早期に行うこと。

5、現在、当市における通学路線や雪寒対策などの道路整備には地方道路整備臨時交付金を活用しており、今後の道路整備にも必要不可欠な制度であることから、平成20年度以降も地方道路整備臨時交付金を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出したいというものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから提案者に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第3号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議会案第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○田中敏雄 議長 これで平成20年横手市議会3月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 5時28分 閉会